

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
--------------	--------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
個別目標1	放課後児童クラブの設置か所数を拡大すること ※重点評価課題(放課後等の子どもの遊び場の確保)	
	(主な事務事業) ・放課後児童健全育成事業 ・児童厚生施設等整備 ・放課後子ども環境整備等事業	
個別目標2	放課後等の子どもの遊び場を確保すること	
	(主な事務事業) ・児童厚生施設等整備 ・民間児童厚生施設等活動推進事業	
個別目標3	中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること	
	(主な事務事業) ・児童ふれあい交流促進事業	
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として(児童手当法第29条の2)、以下のような必要なサービスを提供する。 ① 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保(放課後児童クラブの設置促進) ② 放課後等の子どもの健全な育成支援、安全・安心な遊び場の確保(児童館等の児童厚生施設の設置促進) ③ 中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の確保(児童ふれあい交流の促進)		
2 根拠法令等 ○児童手当法(昭和46年法律第73号)		
主管部局・課室	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課	
関係部局・課室	-	

2. 現状分析

少子化や、核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能の低下等に伴う育児の負担感の増大、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している。このため、地域のニーズを踏まえた子どもの健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供することが課題となっている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 放課後児童クラブの設置か所数 (単位:か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857
2 児童館設置か所数(単位:か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中
3 子育てに肯定的なイメージを持つ 若者の割合(増加/平成21年度)	ー	ー	ー	ー	ー
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)による。数値は実績数である。 ・指標2は、大臣官房統計情報部社会統計課の「社会福祉施設等調査」による。数値は各年10月1日現在のものである。平成18年度の数値は、平成19年12月に確定値を公表予定である。 ・指標3については「子ども・子育て応援プラン」の全体評価と併せて、調査方法について検討する。 					
施策目標の評価					
<p>児童の健全育成及び資質の向上については、平成14年から平成18年にかけて、「新エンゼルプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき各種事業の推進を図ってきたところである。放課後児童クラブの設置については、平成14年からの5年間で、年間600～700か所以上増加が図られ、また、児童館の設置についても同5年間で100か所以上の増加が図られている。また、運営についても地域の実情に応じ民間活力を生かした事業を展開しており、有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が行われていると評価できる。</p>					

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 放課後児童クラブの設置か所数を拡大すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 放課後児童クラブの設置か所数 (単位:か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)による。 数値は実績数である。					
参考指標					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 放課後児童クラブの運営主体別状況 (単位:か所、かっこ内は%) 上段:公営 下段:民営	6,298 (49.3) 6,484 (50.7)	6,664 (48.7) 7,034 (51.3)	6,889 (47.6) 7,568 (52.4)	7,021 (46.3) 8,163 (53.7)	7,152 (45.1) 8,705 (54.9)
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)による。					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
【有効性の観点から】 放課後児童クラブについては、平成14年度から平成18年度にかけて、年間約600~700か所以上の増加が図られ、「新エンゼルプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき着実に推進が図られてきており、各地域ごとに住民のニーズに応じた対応が有効に図られてきたと評価できる。					
【効率性の観点から】 放課後児童クラブは、学校の余裕教室、児童館、学校敷地内の専用施設など地域の社会資源を有効に活用して実施されており、また、事業の運営主体についても半数以上が民間であるなど地域活力も利用した効率的な実施が図られていると評価できる。					
(*太字部分は、重点評価課題該当部分)					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名:放課後児童健全育成事業					
平成18年度:11,191百万円(補助割合:[国 /][/][/])					
予 算 額:一般会計、 厚生保険特会 、労働保険特会、その他()					
実 施 主 体:本省、 厚生局 、 労働局 (監督署、安定所、均等室)、 検疫所 :都道府県、 市区町村 、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 :その他()					
概要: 児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。					
事務事業名:児童厚生施設等整備費					
平成18年度:672百万円(補助割合:[国 /][/][/])					
予 算 額:一般会計、 厚生保険特会 、労働保険特会、その他()					
実 施 主 体:本省、 厚生局 、 労働局 (監督署、安定所、均等室)、 検疫所 :都道府県、 市区町村 、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 :その他()					
概要: 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費を補助する。					
事務事業名:保育環境改善等事業					
平成18年度:152百万円(補助割合:[国 /][/][/])					
予 算 額:一般会計、 厚生保険特会 、労働保険特会、その他()					
実 施 主 体:本省、 厚生局 、 労働局 (監督署、安定所、均等室)、 検疫所 :都道府県、 市区町村 、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 :その他()					
概要: 学校の余裕教室等を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修費を補助する。					

個別目標2 放課後等の子どもの遊び場を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	児童館設置か所数(単位:か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、大臣官房統計情報部社会統計課の「社会福祉施設等調査」による。数値は各年10月1日現在のものである。 平成18年度の数値は、平成19年12月に確定値を公表予定である。 						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
【有効性の観点から】						
児童館等については、放課後や週末等の子どもの安全・安心な居場所づくりを求める地域のニーズに対応して、平成14年度から平成17年度にかけて、約100か所以上の着実な増加が図られてきており、各地域ごとに住民のニーズに応じた措置が有効に図られてきたと評価できる。						
【効率性の観点から】						
児童館等においては、母親クラブ、子育てサークルや高齢者等の地域のボランティアが運営プログラム等に参加して、住民主体の事業展開が図られており、効率的なものと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名: 児童厚生施設等整備費						
平成18年度: 1,166百万円(補助割合:[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3])						
予算額: 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体: 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
: 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
: その他()						
概要:						
児童館等の創設、改築、拡張、大規模修繕に関する経費を補助する。						
事務事業名: 民間児童厚生施設等活動推進事業費						
平成18年度: 1,519百万円(補助割合:[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3])						
予算額: 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体: 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
: 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
: その他()						
概要:						
民間児童館等の活動費に関する経費を補助する。						

個別目標3 中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	-	-	-	-	-
子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1については、「子ども・子育て応援プラン」の全体評価と併せて、調査方法について検討する。					
参考指標					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	-	222	198	185	177
児童ふれあい交流促進事業実施か所数(単位:か所)					
(調査名・資料出所、備考)					
・参考指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べによる。					
・本事業は平成15年度創設のため、平成14年度の数値は記載できない。					
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
【有効性の観点から】					
児童ふれあい交流促進事業実施か所が減少傾向にあるのは、市町村合併による影響等が主な要因として考えられる。					
中・高校生等と乳幼児とがふれあう機会を持つことは、中・高校生等の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また、育児不安を原因とする虐待の予防にも資する効果があり、有効であると評価できる。					
【効率性の観点から】					
本事業は、地域で子育て支援活動を展開するNPO法人等に事業を委託することで、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを提供しており、効率的である評価できる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 児童ふれあい交流促進事業					
平成18年度 : 311百万円(補助割合: [国-/-][-/-][-/-])					
予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所					
: 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人					
: その他()					
概要:					
小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と交流する機会を持つことにより、中・高校生等の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となることで、育児不安を原因とする虐待の予防を目的とする。また、こうした事業を通じて、地域の中・高校生等と子育て中の親子、学校・児童館など地域のつながりの構築も目指す。					

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
 - ・少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）
 - ・「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）
 - ・「放課後に子どもたちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちとも触れ合うことができるよう「放課後子どもプラン」を全国で展開します。」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。